

川崎市条例における石綿濃度測定の実用状況
 (川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)

事業者による測定

1 目的

作業場の隔離状態、集じん・排気などによる飛散防止の状況を把握し、その状況に応じた飛散防止の方法の改善及び当該工事に伴う周辺へのアスベストの飛散状況の監視を目的とする。

2 条例の規定の概要

	吹付け石綿、断熱材、保温材、耐火被覆剤	石綿含有成形板
対象	大防法対象工事 かつ 特定建築材料の使用面積が50m ² 以上	市長が必要と認めるとき
方法	環境庁告示93号(クリソタイルを対象) 環境省マニュアル ・4時間採取 ・総繊維1本以下の場合には電子顕微鏡での測定は不要。	
測定地点	<ul style="list-style-type: none"> ・作業前、後：敷地境界の風下1地点 (もしくは東西南北4地点) ・作業中：風下1地点含む敷地境界4地点 (もしくは東西南北4地点+集じん機出口、前室入り口付近) <p>作業場所から敷地境界までの距離がある場合、作業場所周辺の敷地内に第三者の居住、就業、通行がある場合は、作業場所周辺での測定を指導。</p>	

3 届出の状況(平成24年度実績)

(1) 特定粉じん排出等作業実施届出書

約200件

(そのうち、約半数は臨海部工業地帯におけるグローブバッグを用いたプラント配管の保温材撤去工事)

(2) 測定義務対象工事

約60件(負圧養生の工事)

(3) 事業者の自主測定

約30件

4 石綿濃度の測定結果の取扱い

(1) 基準値

設定していない。

(2) 行政指導の目安

当市の一般環境大気濃度測定の結果が、ND～0.2 本/L 程度であることを踏まえ、1 本/L を超えた場合には、「石綿が飛散した」と解釈し、行政指導を実施。

5 平成 24 年度の指導実績

(1) 総繊維濃度が 1 本/L を越えた件数

2 件（躯体解体前で粉じんが舞っていないことが多い。）

(2) 石綿繊維濃度が 1 本/L を越えた件数

1 件

測定者：市研究機関

施設：臨海部のプラント配管保温材の撤去工事

養生：グローブバック

原因：作業場所に隣接した廃棄物保管場所からの飛散

（保管場所で 2 重梱包していた。）

行政の立入検査による測定

1 目的

集じん・排気装置の稼動状況を確認し、当該装置の整備不良等による石綿の飛散を防止する。

2 対象工事

負圧養生の工事

3 立入件数（平成 24 年度実績）

約 100 件

4 測定方法

集じん・排気装置の排気口におけるデジタル粉じん計による測定

デジタル粉じん計

柴田科学 型式 LD3K2

測定原理 光散乱方式

測定感度 1CPM = 0.001mg/m³

5 測定状況

集じん・排気装置が正常稼動している場合、測定値がゼロになる。

約 1 割程度で異常

異常がある場合は、集じん機の整備、HEPA フィルターの交換を指導。